破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３５８号
神奈川県小田原市北ノ窪149番地の１、前住所神奈川県小田原市曽我原556番地の13
債務者　脇　千鶴子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　修一
4　破産債権の届出期間　平成21年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２９号
奈良県大和高田市東三倉堂町７－２　松下方、住民票上の住所奈良県吉野郡下市町大字下市571番地の１
債務者　櫻本るみ子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内橋　裕和
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１２８号
宮城県加美郡加美町字南町151－１
債務者　田中　貞一
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
川崎市幸区南加瀬３丁目35番15号
債務者　吉野　明子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成21年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年８月20日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
福井市江端町第18号51番地７
債務者　森口こと　姜　　信禄
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　破産債権の届出期間　平成21年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１３９号
大阪市平野区長吉出戸２丁目18番７―504号
債務者　武田　利久
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後４時
6　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８号
奈良県大和高田市東三倉堂町７－２　松下方、住民票上の住所奈良県吉野郡下市町大字下市571番地の１
債務者　櫻本　忠明
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内橋　裕和
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７２号
千葉県富津市大堀３丁目13番地１小樽貸家７号
債務者　小柴　陽司
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成21年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３５４号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目18番４―201号市営住宅
債務者　土屋　　定
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成21年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
岐阜県可児郡御嵩町中656番地１
債務者　永瀬　載拡
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成21年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第５７３号
堺市北区新金岡町３丁３番14―101号、前住所堺市北区東雲東町３丁１番９号
債務者　中井喜代美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　理佳
4　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
千葉県袖ケ浦市蔵波2751番地１
債務者　在原　行夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成21年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月15日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３３２号
川崎市高津区千年1227番地２　千年住宅505
債務者　西　　國臣
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成21年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
愛知県新城市字東沖野27番地10
債務者　清水　紀秀
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野浩平
4　破産債権の届出期間　平成21年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部